

# 滋賀大学ネーミングライツ

## パートナー募集

企業・団体の皆様を対象に、大学施設のネーミングライツ(命名権)パートナーを募集しています。

### ネーミングライツ導入 3つのメリット

01

#### ブランド発信力の向上

大学という公共性・信頼性の高い場所で、貴社名やロゴを広くPRできます。

02

#### CSR・地域貢献

教育・研究を支援することで、地域社会への貢献と大学との協働を発信できます。

03

#### リクルートチャンス の拡大

学生・来学者への認知拡大を通じて、リクルーティングへの効果が期待できます。

### ネーミングライツ候補施設 (一例)



図書館閲覧室 (大津)



リフレッシュラウンジ



講義室



ラーニング・commons (大津)



運動場



プール



## 命名権者の特典

命名権者さまには、以下の特典があります。

呼称等のサイン、  
インフォメーションボード  
等の設置


本学ホームページ等  
において、呼称等を  
積極的に使用

命名権者であることを  
PRすることが可能


## 募集の概要

応募資格	企業、団体等
応募〆切	令和8年8月21日(金)17時(必着)
契約期間	令和8年10月1日(木)～ 原則3年以上5年以内(更新可)
命名権料	命名権料(年間)はネーミングライツ事業募集要項をご確認ください。


## ネーミングライツ事業スタートまでの流れ

- 


### 1 お申し込み

募集要項をご確認の上、必要書類を揃えて施設管理課まで提出してください。
- 

### 2 事業選考

本学での命名権者としてふさわしいかどうか、資格要件や選定基準に基づき、総合的に判断します。
- 

### 3 契約締結

学内での選考を経て、正式に事業者等と命名権の契約を行います。
- 

### 4 事業開始

名称プレートの設置や大学広報等での紹介を行います。